農地法第４３条第1項届出の提出書類【農作物栽培高度化施設】

●届出期間　　随時又は毎月２５日（同時に農地法３条許可申請をおこなう場合）

●提出部数　　各１部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **提出書類** | **備　　　考** | **チェック** |
| 届出書（様式第１号） | 正本１部 | □ |
| 委任状 | 代理人が申請する場合 | □ |
| 案内図(1/1,000～2,000) | 届出地の場所がわかるもの（住宅地図など） | □ |
| 公図(1/500あるいは600) | 法務局発行 | □ |
| 土地登記簿 | 法務局発行 | □ |
| 届出者が町外の場合 | 住民票 全部（一部）写し | １部 | □ |
| 届出者が法人の場合 | 法人登記事項証明書 | 法務局発行 | □ |
| 定款または寄附行為 | コピー可 | □ |
| 施設計画図① | 施設配置、施設底面の用途（農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置場、その他栽培に必要不可欠な施設）のわかるもの | □ |
| 施設計画図②※施設の屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合 | 日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離５ｍ及び10ｍの線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの | □ |
| 営農計画書（様式第２号） | 農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等 | □ |
| 同意書（様式第３号） | 所有権または使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意 | □ |

●注意事項

※ 添付書類として必要となる証明書は、提出日より３ヶ月以内に発行されたものに限ります。

※ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等する場合、届出とあわせて農地法３条の許可申請が必要となります。

※ 農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法３条の許可申請等の貸借契約の設定が必要となります。

※ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共有名義の場合、共有者すべての同意が必要です。